

## 基本計画案に対する意見

全国消費者行政ウォッチねっと

### 第1 総論部分について

#### 1 「消費者市民社会の実現に向けた取り組み」を上位概念に

「消費者市民社会の実現に向けた取り組み」を総論の上位概念として下さい。この概念には、単に消費者が自立するだけではなく、他者への思いやりや助け合いといった共生の理念が含まれることを明確に記載して下さい。また、原案にもありますが、消費者市民社会の中で重要な役割が期待される消費者団体支援について総論で明記して下さい。さらに、消費者市民社会の大前提として、消費者への適正な情報が適時適切に伝わっていることが必要であり、この点も明記すべきです。

#### 2 「消費者の権利の尊重」を柱の一つに

原案では、消費者の自立支援が強調されすぎています。消費者の自立以前に、「消費者の権利の尊重」を第一に掲げ、「消費者の権利擁護のための基盤整備」を柱の一つとすべきです。そして、そのための適正な規制や行政職員への消費者教育などを行う行政の責任を明記し、さらに事業者や事業者団体の責任（自ら違法行為を行わない責任、市場から悪質業者を排除する責任、事業者或いは事業者団体として自ら被害予防や被害救済に取り組む責任、事故原因究明等に協力する責任など）について、これらの内容を明確にしたうえで柱の一つとして掲げるべきではないでしょうか。

#### 3 「違法収益の吐き出し制度」の位置づけの明確化と不招請勧誘禁止の拡充を

「被害者救済制度」については、被害者の救済と予防をあわせて考えると、単なる被害回復制度では狭すぎます。悪質業者から違法な収益をすべて奪い取り、「やり得」を許さない制度、「違法収益の吐き出し制度」を考える必要があります。もちろん奪い取った収益を被害者に配布する仕組みも重要であり、セットで考えるべきです。

また、取引被害防止のためには入り口からの規制が重要であり、不招請勧誘の禁止をいま以上に拡充する必要があります。

### 第2 各論部分について

各論部分に以下の事項を盛り込んで下さい。

#### 1 国民が信頼できる、中立公正で独立した事故原因究明機関の創設

#### 2 地方自治体がより利用しやすいものとなるよう、地方消費者行政活性化基金の交付要領そのものの見直し

- 3 多重債務問題について、セーフティネットの充実や保証人問題への対処，消費者教育等，横断的な取り組み
- 4 消費者を守るためのルールを横断的に規定した「消費者法典」の整備
- 5 食品のリスク評価の在り方そのものについての再検証や信頼性確保，透明性確保
- 6 消費者事故による被害者ケア(精神的なケアや被害者への事故関連情報の提供等を含む)の体制整備
- 7 幅広い消費者団体・環境保全団体等を対象とした柔軟かつ抜本的な消費者団体支援
- 8 環境に配慮した消費者一人ひとりの取り組みの促進  
(具体例)
  - ① ライフサイクルという考え方の普及など消費者教育関連
  - ② 化学物質のリスクのわかりやすい表示の検討など環境リスクコミュニケーションの充実
  - ③ 規格作成段階への消費者の意見反映と環境関連の規格の充実
  - ④ 環境ラベルなどの表示の適正化など